

■救援金名称「2026 年コロンビア地震救援金」

受付期間：令和 8 年 8 月 25 日（火）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

日本赤十字社は、2026 年 8 月 10 日に南米コロンビア西部で発生したマグニチュード 7.4 の地震による被害を受け、「2026 年コロンビア地震救援金」の受付を開始しました。

お寄せいただいた救援金は、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、コロンビア赤十字社および日赤が行う被災者への救援・復興支援活動、防災・減災活動などに充てられます。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

【振込で行う場合】

○日本赤十字社（本社）

銀行の場合

銀行名	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	（普） 2787813	ニホンセキジュウジシャ 日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	（普） 2105817	
みずほ銀行	クヌギ支店	（普） 0623730	

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部（電話：03-4363-2056）に下記内容をご連絡ください。

（①救援金名 ②氏名（受領証の宛名） ③住所 ④電話番号 ⑤寄付日 ⑥寄付額 ⑦振込人名 ⑧振込先金融機関名・支店名）

ゆうちょ銀行・郵便局の場合

口座記号番号	口座加入者名
00110-2-5606	ニホンセキジュウジシャ 日本赤十字社

※通信欄に「2026 年コロンビア地震救援金」と明記してください。

※受領証をご希望の場合は、併せて通信欄に「受領証希望」と明記してください。

【窓口へお持ちいただく場合】

日本赤十字社岐阜県支部関市地区の窓口までお持ちください。

場 所：わかくさ・プラザ 関市総合福祉会館 2 階
関市社会福祉協議会内

受付時間：平日 8：30～17：15（土日祝日はお休みです）

【税制上の取り扱いについて】

個人については所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、法人については法人税法第 37 条第 4 項の規定に基づく寄附金に該当します。

また、本救援金については、個人住民税に係る寄附金控除の対象となる予定であり、取扱いの詳細が決まり次第再度お知らせします。